

御殿場市農業委員会告示第12号

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積を次のように定める。

令和2年2月13日

御殿場市農業委員会会長 芹 沢 秋 雄



農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積は、次のとおりとする。

当該区域に含まれる範囲	別段の面積
御殿場市全域	30アール

附 則

この告示は、公示の日から施行する。